

「美夜古会」貸与奨学生実施細則

(目的)

第1条 この細則は、西日本工業大学同窓会貸与奨学生規程第14条に基づき、規程の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金の申込手続)

第2条 規程第8条に基づき奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を委員長に提出しなければならない。

- (1) 貸与奨学金貸与願(様式第1号)
- (2) 奨学生の保護者又は後見人たる世帯主でない連帯保証人の住民票の写し。

(申込期間)

第3条 奨学金の貸与を受けようとする者は、3月10日から3月末日まで又は9月1日から9月20日までに前条の書類を提出しなければならない。

(奨学生の選考)

第4条 奨学生の選考は、第2条の書類と学力、家計、人物、資質、健康及び面接により総合的に判断し、委員会で審査決定する。

- 2 委員会において奨学生を選考決定したとき、委員長は貸与奨学生決定通知書(様式第2号)を申請者に通知する。
- 3 前項の規程により決定通知を受けた奨学生は、所定の期日までに誓約書及び受領書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。

(貸与の時期)

第5条 委員会は、前条第2項に基づき決定通知書を通知した日から20日以内に、直接奨学生に貸与する。ただし、都合により時期を変更することができる。

(異動等の届出)

第6条 奨学生は、次の各号に該当する場合は、すみやかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 保護者、連帯保証人が変更したとき。
- (3) 本人、保護者、連帯保証人の身分、住所等、その他必要事項について異動等があったとき。

(奨学金返還の猶予又は免除)

第7条 規程第9条に基づき返還の猶予又は免除を受ける場合は、次の書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 疾病の場合は、医師の診断書又は特別な場合はその事情を証明する書類
- (2) 死亡した場合は、死亡診断書

(3) その他、委員会が必要とする書類

(奨学金の繰越し)

第8条 当該年度に奨学金の貸与を受けようとする者がいない場合又は奨学生が少数の場合、奨学金を繰越すことができる。

(その他)

第9条 この実施細則の改正又は廃止等を行う場合は、同窓会評議委員会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 一部改正 平成30年4月1日